

宮城県産材証明実施要領

(目的)

第1条 この要領は、みやぎ材利用センターにおいて宮城県産材の証明事業を行うために必要な方法及びその他の事項について定める。

第2条 「宮城県産材製品」とは、合法的な手続きを経て伐採された宮城県産の原木を県内で加工した木材製品をいう。ただし、合法的な手続きを経て伐採された宮城県産の原木を県内でラミナ加工後、JAS 認証工場加工した集成材製品を含むものとする。

みやぎ材利用センターは下記の書類の確認を行い、木材の産地を確認し、適当と認めるときは、宮城県産材証明書(様式1)を発行するものとする。

- ① 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類の写し。
- ② 木材製品の出荷証明書や納品書等に原木生産地名及び木材製品の内訳が記載されていること。
- ③ 集成材の場合、ラミナの出荷証明書や納品書等、集成材の出荷証明書や納品書等に原木生産地名及びラミナ、集成材の内訳が記載されていることを確認する。
- ④ 宮城県内の合法木材供給事業者が加工した製品の場合で、出荷証明書や納品書に合法木材供給事業者認定番号、原木生産地及び素材の内訳が記載されており、合法木材供給事業者が合法証明を発行できる場合、①の書類提出は省略出来ることとする。

第3条 宮城県産材証明書の申請は宮城県産材証明願(様式1)をみやぎ材利用センターに提出する。

宮城県産材証明書の発行経費は下記の通りとする。

- ・宮城県産材証明書発行手数料 1件 3,000円 (税別)

前項に規定する経費はみやぎ材利用センターの請求に基づき証明書申請者が納付するものとする。

付則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【様式1】

令和 年 月 日

宮 城 県 産 材 証 明 書

〇〇〇〇 殿

みやぎ材利用センター
会 長 〇〇〇〇

下記製品について、宮城県産材であることを証明します。

記

1 工 事 名 〇〇工事

2 施工業者名 〇〇〇〇

3 原木生産地名 宮城県

4 素材生産者名 〇〇〇〇

5 製材所・加工社名 〇〇〇〇

6 製品の概要

製品名	規格	数量	材積	備考

【様式2】

令和 年 月 日

宮城県産材証明願

みやぎ材利用センター 会長殿

依頼者名 印
住 所
電話番号

下記事業の実施に当たって必要となりますので、下記について宮城県産材証明書を交付
願います。

記

1 事 業 名

2 工 事 名

3 施 工 業 者 名

4 原 木 生 産 地 名

5 素 材 生 産 者 名

6 製 材 ・ 加 工 社 名

7 製 品 の 概 要 (注)

8 添付書類 (添付するものに○)

出荷証明書	素材	ラミナ	製品
納品書	素材	ラミナ	製品
伐採届の写し			
その他			

(注) 宮城県産材の証明が必要な製品の内訳を記載すること (別紙可)。